

平成24年2月21日
自動車局保障制度参事官室**自動車事故による在宅の重度後遺障害者を支援する
短期入院協力病院の指定について**

～ 新たに8ヶ所を指定（全国99カ所）～

1. 短期入院協力病院について

自動車事故によって、在宅で療養生活を送る重度後遺障害者は、定期的に医療機関において適切な診療や検査を受けるとともに、介護する家族にとっては、在宅介護の技術やケアの方法等について、専門家から助言・指導を受けることが必要です。しかし、在宅の重度後遺障害者や介護する家族は、日々の療養生活や介護に追われ、自ら適切な診療や検査等を受けられる医療機関を探すことが困難な状況にあります。

このため、国土交通省においては、自動車事故による在宅の重度後遺障害者の短期入院（1回の入院が原則2日以上14日以内、年間30日まで）を積極的に受け入れる病院を「短期入院協力病院」として指定するとともに、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA（ナスバ））と相互に連携を図ることにより、短期入院の環境整備を率先して進めております。（対象者の詳細は別紙1参照）

短期入院協力病院は、①医学的管理の下に、医師による診察、検査及び経過観察を受けられること、②介護する家族の方々が、専門家から在宅介護技術（病状観察法、入浴法、食事法など）及びケアの方法等の助言・指導を受けられること、③環境が整っていますので、安心してご利用いただける一般病院です。

2. 短期入院協力病院の新たな指定及び指定の解除

これまで、国土交通省においては、短期入院協力病院を全国92カ所指定しておりますが、本日（2月21日）付けで、新たに8カ所を指定するとともに、既存の1カ所を指定解除（別紙2参照）しました。これにより、全国で99カ所となりました。

指定したすべての短期入院協力病院に関する情報は、自動車事故対策機構から広報誌を郵送するなどして、在宅介護の方々に直接お知らせしております。

なお、各協力病院においては、短期入院についての電話窓口を設けており、協力病院自体の概要、短期入院した際に受けられる診療や検査の内容、具体的な申し込み方法等について、お気軽にご相談ができる体制が整えられております。

国土交通省においては、在宅の重度後遺障害者及び介護する家族を支援するため、引き続き、在宅の重度後遺障害者の所在地を参考に、短期入院の受け入れに理解のある安心して短期入院することができる一般病院の調査を実施し、協力病院として指定していくよう取り組んでいきます。

■問い合わせ先
国土交通省自動車局保障制度参事官室 佐藤、本間、金子
電話：03-5253-8111(内線41417、41418、41419)
03-5253-8580(直通)

短期入院の対象者

短期入院の主な対象者は、自動車事故対策機構の介護料受給資格者のうち「特種」及び「種」の方です。

具体的には、自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、自動車損害賠償保障法施行令別表第一に定める第一級に該当する介護を要する後遺障害と認められた方又はこれと同程度以上の傷害を受けたと認められる方がこれに該当します。(一部の指定病院では、「種」(随時介護)の方も受け入れています。)

自動車損害賠償保障法施行令別表第一

等級	介護を要する後遺障害
第一級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(参考)

種別		後遺障害等級
最重度	特種	常時要介護のうち、「自力移動が不可能である」等の要件を満たす方
常時介護	種	自動車損害賠償保障法施行令別表第一 第一級1号又は第一級2号を満たす方

(注) これ以外に、「種」(随時介護)の方にも介護料の支給を行っております。

自動車事故対策機構における短期入院費用助成制度

介護料受給資格者(「特種」、「種」、「種」の方)が短期入院をした場合には、1回の入院ごとに、下記(1)の自己負担額に、(2)の自己負担額(1日あたり1万円として換算した合計額が上限)を加えた額について、年間45万円以内(年間45日以内)の範囲内で支給しています。(短期入院協力病院以外の病院に短期入院されても対象となります。)

- (1) 入退院時における受給資格者の移送費としての自己負担額
- (2) 室料差額負担金及び食事負担金に要する費用としての自己負担額

なお、年間45万円以内(年間45日以内)の範囲内であれば、短期入院回数の制限はありません。

短期入院協力病院指定・指定解除一覧

今回指定・指定解除した短期入院協力病院は以下のとおりです。

各協力病院における受入体制、短期入院するために必要な手続き等については、各協力病院の連絡先(電話窓口)に直接お問い合わせください。

なお、今回指定した協力病院における受入開始については、特段の日付の指定がない限り、協力病院として指定された日以降からです。

新たに指定した8カ所(8病院)

1	医療法人社団明芳会 新戸塚病院〔関東ブロック(神奈川県)〕 住 所：〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町690-2 連絡先：地域医療連携室 電 話：046-822-4156(直通) 【対象者の症状：脳損傷(特 種、種、種)、脊髄損傷(特 種、種、種)】
2	医療法人社団愛友会 津田沼中央総合病院〔関東ブロック(千葉県)〕 住 所：〒275-0026 千葉県習志野市谷津1-9-17 連絡先：医療福祉総合相談室 電 話：047-476-5111(代表) 【対象者の症状：脳損傷(特 種 ^(注) 、種、種)、 脊髄損傷(特 種 ^(注) 、種、種)】(注：「特 種」については、要相談)
3	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院〔関東ブロック(埼玉県)〕 住 所：〒354-0021 埼玉県富士見市大字鶴馬1967-1 連絡先：医療福祉相談室 電 話：049-251-3060(内線 336) 【対象者の症状：脊髄損傷(種、種)】
4	財団法人豊田地域医療センター〔中部ブロック(愛知県)〕 住 所：〒471-0062 愛知県豊田市西山町3丁目30番地1 連絡先：地域医療連携課 電 話：0565-34-3333(直通) 【対象者の症状：脳損傷(特 種、種)、脊髄損傷(特 種、種)】
5	愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院〔中部ブロック(愛知県)〕 住 所：〒470-2404 愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷81番地6 連絡先：地域医療福祉連携センター(医療福祉相談室) 電 話：0569-83-2207(直通) 【対象者の症状：脳損傷(特 種、種、種)、脊髄損傷(特 種、種、種)】 ～受入開始は、平成24年4月1日以降となります～
6	医療法人財団医道会 十条リハビリテーション病院〔近畿ブロック(京都府)〕 住 所：〒601-8325 京都府京都市南区吉祥院八反田町32番地 連絡先：地域医療連携室 電 話：075-671-2523(直通) 【対象者の症状：脳損傷(特 種、種、種)、脊髄損傷(特 種、種、種)】

7	<p>医療法人健康会 総合病院 京都南病院〔近畿ブロック(京都府)〕 住所：〒600-8876 京都府京都市下京区西七条南中野町8番地 連絡先：地域連携室 電話：075-312-7361(内線 290) 【対象者の症状：脳損傷(特種、種、種)、脊髄損傷(特種、種、種)】</p>
8	<p>社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院〔近畿ブロック(奈良県)〕 住所：〒633-0054 奈良県桜井市大字阿部323番地 連絡先：医事課 地域連携室 電話：0744-43-5001(内線 204) 【対象者の症状：脳損傷(特種、種、種)、脊髄損傷(特種、種、種)】 <u>受入開始は、平成24年4月1日以降となります。</u></p>

上記以外の協力病院については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/>
自賠償保険ポータルサイト 重度の後遺障害が残ったら?)をご参照ください。
(URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/aftereffect.html>)

指定解除した1カ所(1病院)

1	<p>特定・特別医療法人社団春日会 黒木記念病院〔九州・沖縄ブロック(大分県)〕 住所：〒874-0031 大分県別府市照波園町14番28号 連絡先：地域医療連携室 電話：0977-67-1211(代表) 【対象者の症状：脳損傷(特種、種)、脊髄損傷(特種、種)】</p>
---	---